

# 介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する調査結果

平成18年11月

全 国 市 長 会

## 【概要】

厚生労働省は、昨年6月に成立した改正介護保険法の附則の規定等を踏まえ、本年3月に「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」を設置し、介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲をめぐる基本的課題について、検討を重ねている。

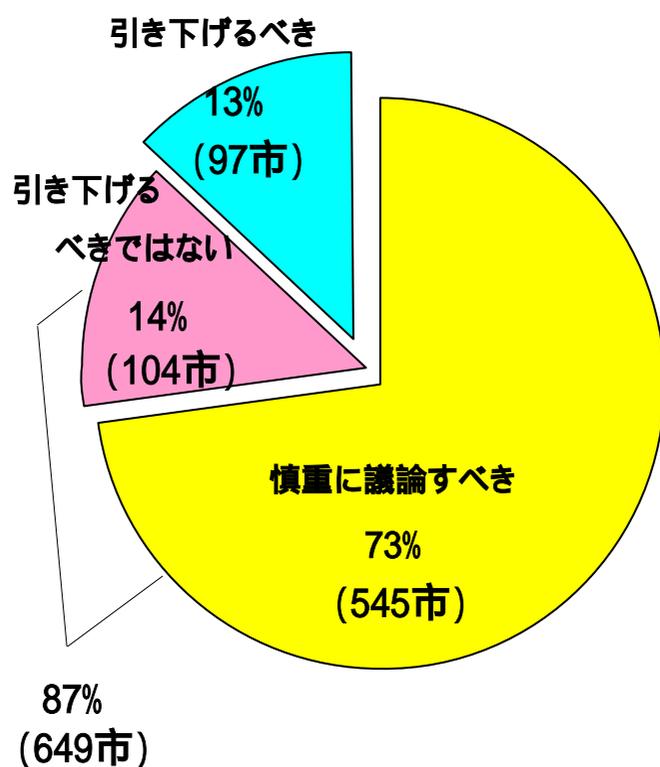
この有識者会議において、都市の意見を反映させるべく、本調査を行ったものである。

## 【調査の実施時期】

平成18年9月6日～22日

【調査対象】	全都市（特別区を含む）	802市
【回答都市数】		746市
【回答率】		93.0%

# 1 被保険者の範囲の拡大(対象年齢の引下げ)について



「時間をかけて慎重に議論すべきである」、「対象年齢を引き下げるべきではない」とする理由(649市)(複数回答有)

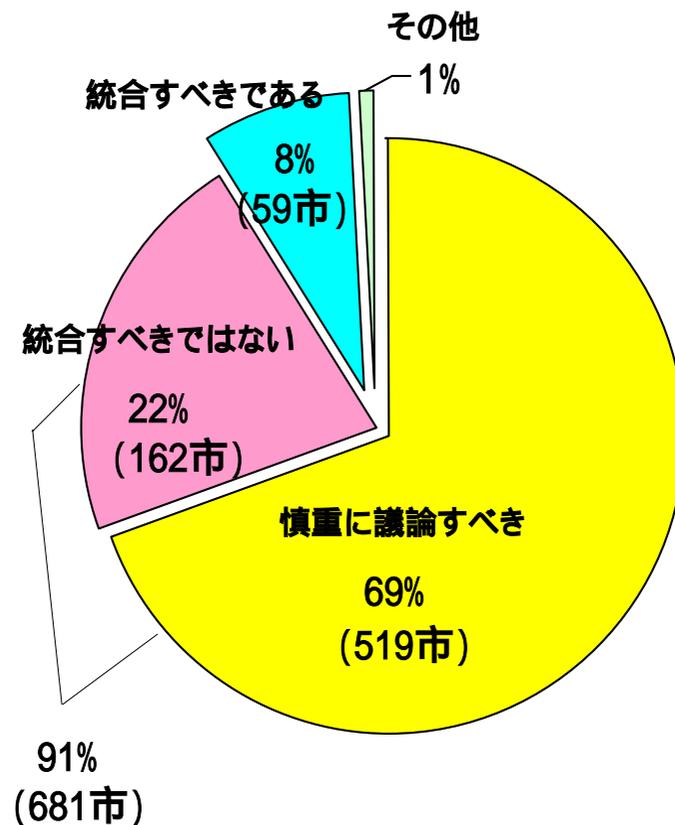
- ・若年者には給付対象者が少なく、給付と負担の関係で理解が得られないから 545市
- ・改正介護保険法や障害者自立支援法が施行され、本人負担の見直しが行われたばかりだから 317市
- ・国民健康保険料の収納率が低下する懸念があるから 22市

「対象年齢を引き下げるべき」とする主な理由(97市)(複数回答有)

- ・今後も介護給付費が増加し、第1号保険者の保険料負担が大きくなると見込まれるから 64市
- ・年齢等で区分することは合理的でないから 39市
- ・障害者施策との統合を視野に入れるべきだから 39市

## 2 受給者の範囲(障害者施策との関係)について

「障害者自立支援法の施行状況を見て慎重に議論すべきである」、「障害者施策と統合すべきではない」とする理由(681市)(複数回答有)



- ・社会参加を前提とする障害者施策と、現行の介護保険制度とでは目的が異なるから 429市
- ・障害者の所得保障が十分でない中、保険料及び利用者負担に課題が生じるから 364市
- ・障害者施策は社会保険になじまず、公費で賄うべきだから 312市
- ・改正介護保険法や障害者自立支援法が施行されたばかりだから 274市
- ・障害者団体等、関係者の理解がえられないから 57市

「障害者施策と統合すべきである」とする理由(59市)(複数回答有)

- ・地域福祉の観点から介護保険制度と障害者施策を総合的に考える必要があるから 49市
- ・障害者が介護保険のサービス・社会資源を利用できるようになるから 33市
- ・誰にでも等しく、公平・公正にサービスを提供する必要があるから 30市
- ・統合により、障害者に対する関心・理解が深まり、障害者についても社会全体で支える意識が高まるから 30市
- ・統合により、障害者に対するサービス基盤が拡充されるから 26市